3　法第十二条の七第七項の規定による変更の認定を受けた者は、二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受け、かつ、第一項の申請書を提出していない都道府県知事がある場合には、当該変更の認定を受けた後遅滞なく、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を通知するものとする。

一　変更の認定を受けた都道府県知事及びその年月日

二　変更の内容

三　変更の理由

四　変更後の処理の開始予定年月日

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第八条の三十八の七　法第十二条の七第七項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一　第八条の三十八の五第一項第一号に掲げる事項に係る変更（第八条の三十八の二第一号又は第二号イに該当しないこととなる場合に限る。）

二　第八条の三十八の五第二項各号に掲げる事項に係る変更（第四号に掲げる事項に係る変更にあつては第八条の三十八の二第一号及び第二号ロに該当しないこととなる場合に限る。）

三　第八条の三十八の五第三項各号に掲げる事項に係る変更

四　第八条の三十八の五第四項第一号イ、ハ、ニからヘまで又はヌに掲げる事項に係る変更（ハに掲げる事項に係る変更にあつては当該処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状、ニに掲げる事項に係る変更にあつては当該収集又は運搬の用に供する施設の種類、ヘに掲げる事項に係る変更にあつては⑴から⑶までの変更に限る。）

（新規）

（変更の届出）

第八条の三十八の八　法第十二条の七第九項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次に掲げる事項を記載した様式第五号の五による届出書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

一　当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

2　前項の届出書には、当該変更に係る第八条の三十八の五第四項各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

3　法第十二条の七第九項の規定による変更の届出をした者は、二以上の都道府県知事から法第十二条の七第一項の認定を受け、かつ、第一項の届出書を提出していない都道府県知事がある場合には、当該届出をした後遅滞なく、当該都道府県知事に、次に掲げる事項を通知するものとする。

一　届出書を提出した都道府県知事及びその年月日

二　変更の内容

三　変更の理由

四　変更の年月日

（新規）